

平成 30 年度版 証明書交付センターの運営負担金計算方法について

1 運営負担金

- (1) 運営負担金は、年度を単位として定めるものとし、コンビニ交付開始の際に必要です。
年間の運営負担金は、下表のとおりです。

運営負担金

区分	団体規模		運営負担金額（年額）	
	市区町村	人口	税込価格	税抜き価格
1	政令市	100 万以上	9,700,000 円	8,981,482 円
2	政令市	100 万未満	7,700,000 円	7,129,630 円
3	市（区）	15 万以上	4,700,000 円	4,351,852 円
4	市（区）	5 万以上-15 万未満	2,700,000 円	2,500,000 円
5	市	5 万未満	2,200,000 円	2,037,038 円
6	町村	-	700,000 円	648,149 円

区分については、運営負担金を支払う年度の前年度の 1 月 1 日現在、住民基本台帳に記載されている人口をもって決定します。

- (2) 年度途中の契約に伴う運営負担金は、年間の運営負担金（税抜き）を月割りにし、協定期間の月数を乗じて算出した額とします。計算方法は、以下の計算例のとおりです。
なお、端数処理の都合により、100 円未満切上げとしています。

（計算例 1）人口 100 万以上の政令市が、平成 30 年 9 月にコンビニ交付を開始する場合
負担金税抜き年額（8,981,482）× 1 カ月分（1/12）= 748,456（小数点以下切捨て）
1 カ月分の運営負担金（748,456）× 契約月数（7）= 5,239,192
100 円未満切上げ 5,239,192 5,239,200
運営負担金：5,658,336 円（消費税及び地方消費税相当額 419,136 円を含む。）

（計算例 2）人口 5 万以上-15 万未満の市が、平成 30 年 11 月にコンビニ交付を開始する場合
負担金税抜き年額（2,500,000）× 1 カ月分（1/12）= 208,333（小数点以下切捨て）
1 カ月分の運営負担金（208,333）× 契約月数（5）= 1,041,665
100 円未満切上げ 1,041,665 1,041,700
運営負担金：1,125,036 円（消費税及び地方消費税相当額 83,336 円を含む。）

（計算例 3）町村が、平成 31 年 2 月にコンビニ交付を開始する場合
負担金税抜き年額（648,149）× 1 カ月分（1/12）= 54,012（小数点以下切捨て）
1 カ月分の運営負担金（54,012）× 契約月数（2）= 108,024
100 円未満切上げ 108,024 108,100
運営負担金：116,748 円（消費税及び地方消費税相当額 8,648 円を含む。）

区分別 月割金額表

政令市（人口 100 万以上） 年額 970 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

利用開始月	4月(1年分)	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	8,981,482	8,233,100	7,484,600	6,736,200	5,987,700	5,239,200
税込み	9,700,000	8,891,748	8,083,368	7,275,096	6,466,716	5,658,336
利用開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	4,490,800	3,742,300	2,993,900	2,245,400	1,497,000	748,500
税込み	4,850,064	4,041,684	3,233,412	2,425,032	1,616,760	808,380

政令市（人口 100 万未満） 年額 770 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

利用開始月	4月(1年分)	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	7,129,630	6,535,500	5,941,400	5,347,300	4,753,100	4,159,000
税込み	7,700,000	7,058,340	6,416,712	5,775,084	5,133,348	4,491,720
利用開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	3,564,900	2,970,700	2,376,600	1,782,500	1,188,300	594,200
税込み	3,850,092	3,208,356	2,566,728	1,925,100	1,283,364	641,736

市及び特別区（人口 15 万以上） 年額 470 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

利用開始月	4月(1年分)	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	4,351,852	3,989,200	3,626,600	3,263,900	2,901,300	2,538,600
税込み	4,700,000	4,308,336	3,916,728	3,525,012	3,133,404	2,741,688
利用開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	2,176,000	1,813,300	1,450,700	1,088,000	725,400	362,700
税込み	2,350,080	1,958,364	1,566,756	1,175,040	783,432	391,716

市及び特別区（人口 5 万以上-15 万未満） 年額 270 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

利用開始月	4月(1年分)	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	2,500,000	2,291,700	2,083,400	1,875,000	1,666,700	1,458,400
税込み	2,700,000	2,475,036	2,250,072	2,025,000	1,800,036	1,575,072
利用開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	1,250,000	1,041,700	833,400	625,000	416,700	208,400
税込み	1,350,000	1,125,036	900,072	675,000	450,036	225,072

市（人口5万未満） 年額220万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

利用開始月	4月(1年分)	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	2,037,038	1,867,300	1,697,600	1,527,800	1,358,100	1,188,300
税込み	2,200,000	2,016,684	1,833,408	1,650,024	1,466,748	1,283,364
利用開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	1,018,600	848,800	679,100	509,300	339,600	169,800
税込み	1,100,088	916,704	733,428	550,044	366,768	183,384

町村 年額70万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

利用開始月	4月(1年分)	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	648,149	594,200	540,200	486,200	432,100	378,100
税込み	700,000	641,736	583,416	525,096	466,668	408,348
利用開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	324,100	270,100	216,100	162,100	108,100	54,100
税込み	350,028	291,708	233,388	175,068	116,748	58,428

2 請求及び支払い

(1) 運営負担金の請求

運営負担金の請求については、次のとおりとします。

- ア 機構は、各年度の運営負担金を、当該年度の8月末日までに請求します。
- イ 証明書交付サービスを開始する年度においては、本資料に定める計算方法に基づき、協定期間の月数を乗じて算出した額を、協定開始月の翌月末までに請求します。ただし、4月から8月までに開始する場合は、当該年度の9月末日までに請求します。

(2) 運営負担金の支払い

運営負担金の支払いについては、次のとおりとします。

- ア コンビニ交付参加団体は、前項に示す運営負担金について、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとします。
- イ 運営負担金の支払いについては、年一括払いとします。